

令和 7（2025）年度 保育園からのお願い（抜粋）

社会福祉法人 見真会
明 光 保 育 園

4 健康管理について

（１）健康上の注意など

健康上で注意や配慮をしなければならない持病や食物アレルギー、体質などがある場合は、必ず担任に詳細をお知らせください。

朝食は、必ず食べさせてから登園させてください。

乳幼児検診や予防接種は、指定された時期に必ず受けさせてください。

また、受診、接種の結果は、別紙２の「生育状況表」に記入してください。

（２）体調管理（感染防止）

登園前に必ず検温し、健康状態を確認してください。

検温結果は、れんらくノートでは、毎日の「家庭よりの検温」欄、連絡カード、しゅっせきノートでは各月のカレンダーの日付の上段に記入してください。

体調がすぐれない場合は、医療機関を受診させてください。

体温が 37.5 度以上、嘔吐、下痢、咳、鼻水などの風邪症状や元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良のときは、登園を自粛させてください。

また、体温が 37.5 度以上あったときは、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向とするまでは、登園を自粛させてください。

さらに、家庭内にこれらの体調不良の方がいる場合も登園を自粛させてください。

（３）集団感染の防止対応

感染症については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）に基づいた対策や対応を行っています。（抜粋、別紙 12 の①子どもの症状を見るポイント、発熱時の対応を参照）

なお、感染症による登園停止や再登園は、学校保健法の出席基準に準じています。

別紙 8 学校感染症の種類、出席（登園）停止の期間を示しているので確認をお願いします。

家族を含めて感染が疑われる場合は、直ちに医療機関を受診してください。

受診の結果、感染症と診断された場合は、必ず担任にお知らせください。

感染症が治癒して登園する場合には、感染症の種類によって、別紙 9 の登園届（保護者が記入）又は別紙 10 の意見書（医師が記入）を提出してください。

なお、園児へのマスク着用は、お願いしていません。

また、マスクの着脱の管理、指導も行っていない。

感染を防止するため、保護者及び業者等の園舎内への立入りは、玄関を除いて禁止しています。

（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に係る登園基準について）

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に感染し、再登園する場合の基準は、次のとおりです。

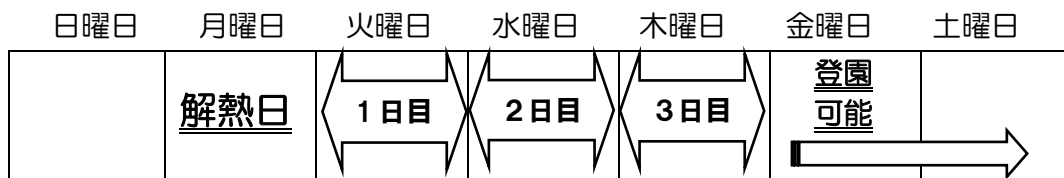
なお、園では、集団生活の中で保育を行っており、集団感染のリスクが高いことから、より安全・安心な保育環境を確保するために、同居の家族等が感染した場合の独自の基準を設けていますのでご了解をお願いします。

ア 園児が感染した場合

○インフルエンザの場合

次の①，②，③の条件を満たすこと。

- ① 解熱した日の翌日から 3日を経過 していること。



- ② 発熱などの症状が確認された日の翌日から 5日を経過 していること。



- ③ 医師の意見書（登園（出勤）可能）を提出していること。

（注）意見書は、「保育園からのお願い」に添付しています。ホームページからもダウンロードできます。

登園までに医師に意見書を記入してもらい提出してください。

○新型コロナウイルスの場合

次の①，②，③の条件を満たすこと。

- ① 発熱，せき，鼻水，鼻づまり，下痢，嘔吐などの「かぜ症状」や体調不良が軽快した日の翌日から 1日を経過 していること。



- ② 発熱などの症状が確認された日の翌日から 5日を経過 していること。



- ③ 医師の意見書（登園（出勤）可能）を提出していること。

（注）意見書は、「保育園からのお願い」に添付しています。ホームページからもダウンロードできます。

登園までに医師に意見書を記入してもらい提出してください。

イ 同居の家族等が感染した場合

感染した同居の家族等の全員が「ア 園児が感染した場合」の①，②の両方の条件を満たしていること。

その他、園の行事のうち、保護者などが参加するものについては、感染リスクを抑えるため、参加人数の制限や行事の全部又は一部の中止、延期を行うことがありますのでご理解をお願いします。

園では、感染を防ぐため、手洗い、うがいの励行、園内の消毒、換気、湿度の管理、空気清浄など標準予防策の徹底を行っています。

また、ご家族を含めて感染症の予防や感染時の重症化を軽減するため、インフルエンザなどの予防接種の接種をお願いしています。

(4) 投薬について

投薬は、医療行為であることから原則としては園では行うことができません。ただし、①かかりつけ医から処方された薬で、②医師の指示で保育時間中の投薬が必要な場合に限り、③保護者の依頼により投薬を行います。

投薬が必要な時は、毎朝登園時に、別紙 11 の「投薬依頼書」に必要事項を記入の上、薬袋に 1 回分の薬を入れて、必ず受付職員又は担任に直接、手渡ししてください。

かばんなどに入れている場合は投薬することができません。

また、新たな投薬を保育園に依頼するときは、医師が作成する処方箋又は薬局が発行する薬の説明書の写しを添付してください。

その他、投薬事故を防止するため、次の注意事項を守ってください。

- ① 朝服用しなければならない薬は、家庭で服用させ、登園させてください。
- ② 薬は、医師から園児に処方されたものに限りです。
- ③ 原則として、1 回の投薬分を薬袋に入れてください。

なお、園児が薬の服用を嫌がったり、飲ませた薬を吐いた場合などは、投薬できないので承知ください。

5 登園、降園について

(1) 園児の送迎

必ず 9 時 30 分までに登園させてください。

園児の安全を確保するため、送迎は、必ず保護者が行ってください。父母以外の方が送迎する場合は、事前に連絡ノートに記載するか、受付職員又は担任にお知らせください。

登園後の変更については、電話でお知らせください。

なお、園児だけでの登園、降園や家族であっても中学生以下の児童、生徒のみの送迎は認めていません。

園児の登園に当たっては、4 (2)、(3) の徹底をお願いします。

園児の安全を確保するため、9 時 30 分から 15 時までの間は玄関の扉を施錠します。

(2) 欠席、遅刻連絡等

欠席や遅刻する場合は、必ず事前に連絡ノートに記載するか、9 時までに電話で担任又は受付職員に理由を含めてお知らせください。

なお、利用時間が海田町が決定した認定時間を超える場合（理由は問いません。）は、延長保育となることから、延長保育に係る利用者負担金（臨時利用の場合は、1 時間当たり 500 円）を徴収します。

10 その他

(2) その他

保育園からのお願い事項について、追加や修正がある場合は、園だよりやお知らせ、園内掲示、ホームページなどでお知らせします。

明光保育園の連絡先

736-0067 広島県安芸郡海田町稲荷町1番2号

TEL 082-824-7801 FAX 082-824-8030

メールアドレス info@kenshin-meikou.jp

ホームページ <https://kenshin-meikou.jp>

別紙8 学校感染症の種類、出席（登園）停止の期間

別紙9 登園届

別紙10 意見書

別紙11 投薬依頼書

別紙12 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～